

豊川市空家等対策に係る「協力事業者登録制度」に登録しませんか？

日ごろ本市には、空家に関するさまざまな相談が寄せられていますが、その内容によっては事業者の方の協力を得なければ解決できないケースも多くあります。

空家を管理することになった方々からは、「どうやって業者を探したらいいの？」「どこに相談したらいいの？」というお声をいただくこともあります。そこで本市では空家対策に関する事業の提供ができる事業者の方に「協力事業者」として登録していただき、相談のあった空家所有者等に登録事業者の方の情報を提供する「協力事業者登録制度」を創設しました。

空家等対策にご協力いただける事業者の方を募集していますので、ぜひご登録ください。

協力事業の種類

1. 空家等の管理（樹木の剪定・草刈り・動物や虫の対応・見回り等）
2. 空家等の処分（空家の解体・空家の売買・家財の処分等）
3. 空家等の利活用（空家のリフォーム・修繕等）
4. 空家等に関する総合相談（相続・登記に関する相談等）
5. その他

協力事業者として登録を受けることができる事業者の要件

下記の要件のいずれにも該当する事業者

- ・提供できる業務に必要な免許等の取得及び登録を行っていること
- ・県内に事業拠点を置いていること
- ・過去5年以内に法令等による処分を受けていないこと
- ・豊川市税又は所在市町村の市町村民税等を滞納していないこと
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が含まれていないこと

空家に関する問題解決にぜひ登録してほしいだリン☆



- ★登録料はかかりません。
- ★ご登録の際は、事前に建築課住宅政策係までご連絡ください。
- ★詳しい情報は豊川市ホームページでもご覧いただけます。

豊川市役所 建設部建築課 住宅政策係 電話：0533-89-2144



ホームページはコチラ